

○「収容」が行政過程（退去強制手続）のなかにあることへの着目が必要

・退去強制対象者の「収容」は、退去強制手続（退去強制令書発付処分の決定と執行という一連の行政過程）のなかに位置づけられる。行政過程の改善や適正化は、裁判所の関与によらずとも実現可能である。裁判所の関与を論じるのではなく、まずは「行政による、行政部局内の法執行の改善策」を議論すべき。なお、現行制度においても、一連の手続のなかで行われる行政決定に対する司法審査の機会は確保されていることにも留意。

・容疑者への違反調査から退去強制令書発付・執行に至る一連の手続は、行政手続としてみると極めて特徴的（慎重な判断手続が用意されている）。この手続の設計思想は、「退去強制対象者の該当性の判断は、専門的な知見と経験を有する専門の担当官に委ねることが、迅速で精確な処理につながるの考え方」であろう。行政決定過程への裁判所の関与は、この意味でも慎重に議論すべきではないか。

○退去強制令書発付「前」の収容と令書発付「後」の収容を区分して議論することが必要

・送還忌避の問題は、退去強制令書発付「後」の収容（52条5項）の問題である。入管法上、退去強制令書は発付後速やかに執行されるものであるから、令書発付後の収容は、令書執行までの（いわば例外的な）行政上の措置であり、その期限は「送還可能のときまで」である。これ以外の期限（上限）設定は制度上観念できないのではないか。

・収容及び収容期間をどのように運用するかについて裁判所の関与を求める主張は、「行政処分の執行までの間の行政的対応のあり方について司法の関与を求める主張」と同義となることに注意する必要がある（行政権限行使への司法の事前的介入という難しい問題）。

・入管法は、被収容者の処遇および収容状況の適正さを確保するための仕組みとして、法61条の7（被収容者の処遇）及び法務省令（処遇規則）、法61条の7の2以下（入国者収容等視察委員会）、といった諸規定をおく。新しい制度や規定の導入を検討する前に、まずはこれら既存の規定をはじめとする諸制度とそれらの運用のなかに改善点はないかを見直す作業が必要となるのではないか。

以上